

農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦、公募要領

1. この要領は、農業委員会等に関する法律、豊郷町農業委員会の委員の選任に関する規則および豊郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱に基づき適用します。
2. 今回選任される農業委員及び推進委員の任期は、令和5年7月20日（推進委員は農業委員会からの委嘱日）から令和8年7月19日までの間で、その活動に対して条例に基づき報酬と費用弁償として交通費実費を支給します。
3. 農業委員の定数は14人、推進委員の定数は4人で、それぞれ個人推薦、団体推薦、募集により行ないます。なお、推進委員の地域の区分は別表のとおりです。
4. 所掌業務
 - (1) 農業委員
 - ① 農地法の所有権移転、農地転用、新規就農、利用集積等の許認可及び同意の審査、研修など
 - ② 農地の巡視及び違反転用監視、農業者との相談、農地利用集積及び高度利用調整、遊休農地対策、経営規模の拡大支援など
 - (2) 推進委員
 - ① 農地の巡視及び違反転用監視、農業者との相談、農地利用集積及び高度利用調整、遊休農地対策、経営規模の拡大支援、農地利用の最適化の推進の活動など
 - ② 農地中間管理機構との連携
 - ③ その他 農業委員の要請による会議出席、研修など
5. 推薦および公募について
 - (1) 推薦をする者
 - ① 個人や法人・団体からの推薦する者
 - (2) 推薦を受ける者、応募する者の資格要件
 - ① 農業委員 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項や農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
 - ② 推進委員 業務に熱意と識見を有し、業務を適切に遂行できる者
 - ③ 居住要件は問いません。
 - ④ 豊郷町の職員でないこと。
 - ⑤ 法令等の規定により農業委員および農地利用最適化推進委員との兼職が禁止されている職でない者
 - ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者
 - ⑦ 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで、またはその執行が受けることがなくなるまでの者でない者
 - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接

な関係を有する者でない者

【追加要件】

- ① 再任は可能です。
- ② 農業委員と推進委員の兼務はできません。（双方に推薦・応募は可能です。）

(3) 推薦、応募の方法

- ① 農業委員 豊郷町農業委員会の委員の選任に関する規則に定められた別紙の様式に必要な事項を記入の上、持参もしくは郵送等で、産業振興課に提出してください。
- ② 推進委員 豊郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱に定められた別紙の様式に必要な事項を記入の上、持参もしくは郵送等で、農業委員会事務局に提出してください。

（どちらも推薦書、応募書は、町産業振興課もしくは豊郷町のホームページからダウンロードできます。）

- ③ 候補者が町外在住である場合は、発行後3箇月以内の住民票の写しをあわせて提出してください。

④ 推薦、募集の期間

令和5年1月24日（火）8時30分から令和5年2月20日（月）17時15分まで
（持参の場合は勤務時間内、郵送の場合は必着）

6. その他

- (1) 両委員とも推薦、募集の期間中または終了後に、推薦及び応募した方の氏名等を公表します。
- (2) 両委員の候補者については、候補者評価委員会等に諮り、資格要件の確認及び定数超過の場合は個々の評価を行い、各委員の候補者の決定を行ないます。その後、農業委員については6月議会定例会にて議会の同意を得て、7月20日付けで町長が任命します。また、推進委員については、7月の農業委員会総会にて承認の上、農業委員会会長から委嘱されます。
- (3) 認定農業者は、農業委員の過半数を占めることが法律に規定されておりますので、優先されます。
- (4) 候補者の決定に際しては、資格要件の他に年齢や性別を考慮します。

7. 問合せ又は提出先

町産業振興課・町農業委員会事務局 電話 35-8114
〒529-1169 豊郷町石畑 375 番地

別表

豊郷町農業委員会 農地利用最適化推進委員担当区域

地区名	地 区 の 詳 細	募集人数
豊郷学区	石畑、四十九院、安食西、安食南、三ツ池 雨降野、八町、八目	2人
日栄学区	大町、高野瀬、沢、下枝、上枝、吉田、杉 日栄	2人